

第6章 生物多様性の保全・復元に向けた現場対策

1 原生的な自然環境の保護・復元

千葉県は、最高峰が嶺岡山地の愛宕山で標高 408m と全国一低く、最も平坦な県土です。しかも、首都圏にあって、京葉工業地帯や市街地が広がるなど、全県的に土地利用が行われているため、原生的な自然環境はほとんど残っていません。わずかに残されているのは、清澄山一帯の東京大学千葉演習林（正式には、東京大学大学院農学生命科学研究科附属科学の森教育研究センター千葉演習林）です。ここは 1894 年に演習林となり、スギ等の植林も行われていますが、自然の森林をそのまま保全している場所も多くあります。この辺りの森林は、針葉樹のモミやツガが林の最上層を占め、その下にスダジイやアカガシ、ウラジロガシなどのカシ類が優占する構造が多く見られます。また、谷筋ではフサザクラなどの落葉樹が優占する場所も多く見られます。これらの森林は、自然林と考えられています。

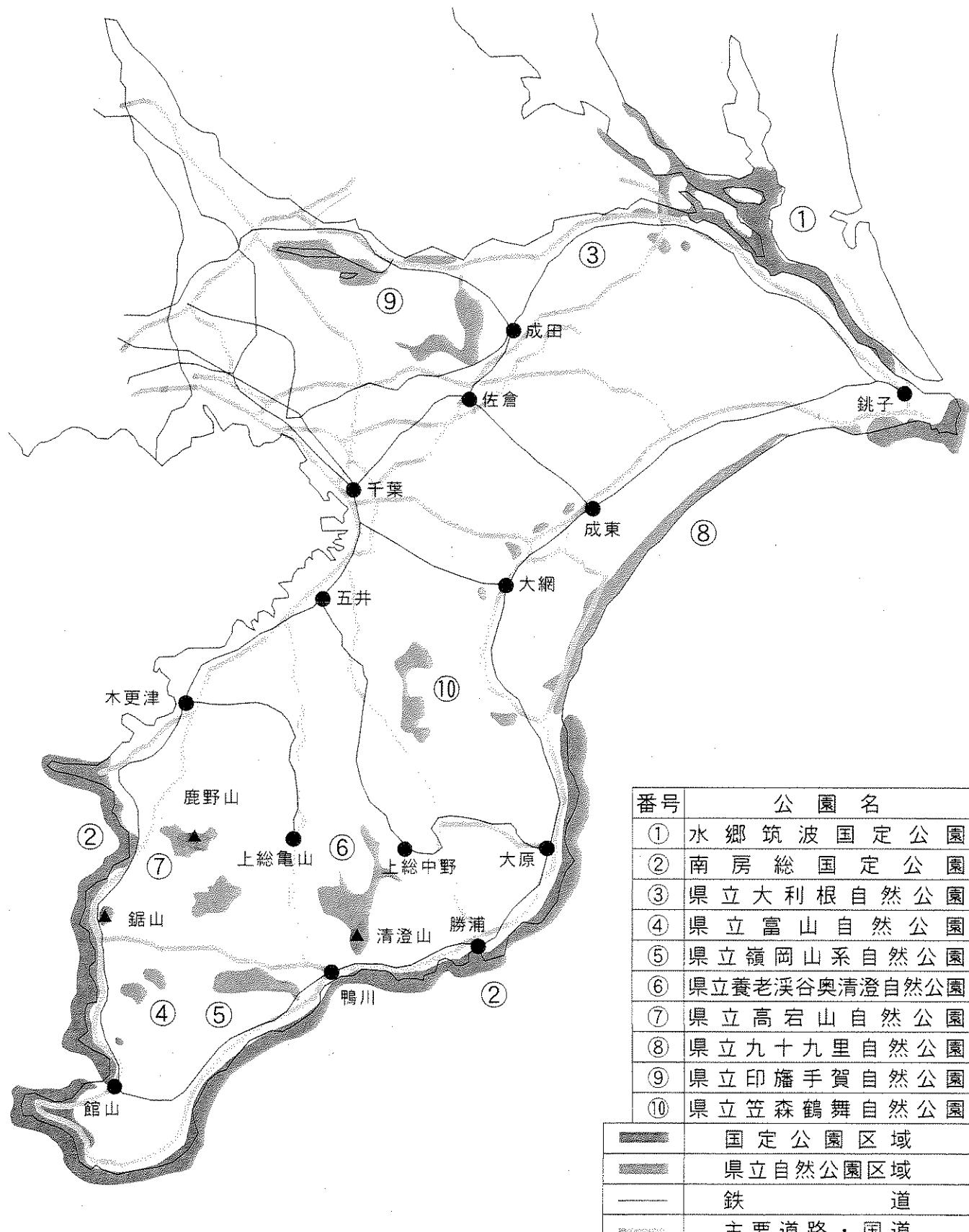
また、それ以外に自然林と呼べるようなまとまった林はほとんどありませんが、各地の神社や寺の敷地にはモミ、スダジイ、カシ類、ケヤキ、ムクノキなどから成る比較的自然性の高い森林が残されています。これらの森林は、宗教的な場所、言わば聖地として保護されてきたものです。

一方、海岸線に目をやると、東京湾内湾を除いて、まだ各所に自然の海岸線が残されています。海岸の砂浜や海食崖は、砂の移動あるいは潮風や海水の飛沫を浴びるなど厳しい環境条件にさらされています。このような場所では、ハマヒルガオ、スカシユリ、コウボウムギなどの多年草や低木を中心とした海岸植生が形成されています。海域では、特に外房の岩礁地は原生的な地域ということができます。

これら原生的な自然環境は、面積的にはわずかですが、千葉県における生物多様性の核（コア）となる場所です。これらの場所は、今後も人為ができるだけ排除して生物多様性を保全あるいは復元していく必要があります。そのためには、以下の事項を踏まえて対策を考える必要があります。

- ・ 各種法令に基づき、原生的な自然環境を指定して保全する必要がある（千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域、その他の法令）。
- ・ 自然公園区域については、生物多様性の観点からその保全状況を確認し、千葉県における生物多様性のコアエリアとして、後世に承継していくよう見直しを行う必要がある（公園区域、地種区分、風景地保護協定制度、公園管理団体制度等）。
- ・ 原生的な自然環境の周辺地域では、放置された里山や谷津田を原生的な自然環境に復元させることも行う必要がある。
- ・ 社寺林等の断片的な小面積の箇所については、生物多様性の低下を防ぐため、コリドーの設置による連続性の確保、周辺地域の復元による面積の拡大、人為的な管理等の対策が必要である。
- ・ 原生的な自然環境が維持されている河川、湖沼、海岸については、現状を維持し、防災のための措置等が必要な場合は、自然環境を損ねない方法を基本とする必要がある。

自然公園位置図



2 伝統的な里山・里海環境の保全・再生

- ・伝統的農村・漁村の環境モザイクセットの保全
- ・里山と里海の自然環境の連続性の保全・再生
- ・里山・里海の自然環境に依存する貴重種の保護・増殖
- ・水源域の保全と湧水地の保護
- ・谷津田・棚田等伝統的水田及び稲作手法の保全・再生
- ・雑木林・人工林・社寺林等の里山林の保全・活用
- ・カヤ場・採草地等の草地の保全・再生
- ・溜池・水路・湖沼等の水辺環境の保全・再生
- ・水田の冬期湛水の推進・支援
- ・減農薬・有機農業の推進・支援
- ・放棄された水田や山林の保全・活用
- ・農家への環境直接支払いの充実
- ・市民農園や契約米等の市民による支援活動の推進
- ・干潟・磯・砂浜の海岸環境の保全・再生
- ・藻場の保全・再生
- ・地域の文化資産の保全・再生
- ・山・川・海のフィールドミュージアムやエコツーリズム等による保全・活用

(図 表 等 を 掲 載 予 定)

- 海域については、各地で漁業権の設定があり、特定の生物については水産資源として漁業者以外の採捕が禁止され、資源保護が図られています。しかし、一部の種については、過去の乱獲や密漁、および生息域の環境破壊などにより個体数の減少が懸念されています。
- 千潟、磯、藻場などの浅海域は、環境学習やレクリエーションの場として一般の人々が身近に親しめるように、アクセスや利用を確保する必要があります。特に、東京湾内湾の埋立地では人々の生活圏に海が存在するにもかかわらず、海と接することができる場が少ないので、そのような場所の設定が望まれています。しかし、沿岸域への無計画な利用は、海産生物やその生息環境に悪影響を与えることが予想され、特に漁業権の設定海域では、漁業者と一般市民の利用に軋轢を生じさせることも懸念されます。これに対しては、漁業操業区、水産資源保護のための禁漁区、およびレクリエーションのための一般市民がアクセスできる親水区などのゾーニングを、関係者の間の合意に基づき設定することが最も望ましいと考えられます。また、漁業権の設定がない海域（質問：千葉県ではどの程度あるか？）でも、海産生物の採捕については、一定のルールがないと生物多様性を損ねる危険性があるので十分な配慮が必要である。

(図表等を掲載予定)

3 人工的な都市環境の生物多様性回復

自然環境の多様性と連続性を回復させる自然再生事業、都市域における公園・緑地の拡大、ビオトープづくり等の推進を図る。

- 自然再生事業、公園・緑地については、回復させる目標を段階別に示し、目標の明確化や、順次目標の段階アップを目指すものとする。目標は、たとえば開放水面のみで生息する種、草原を必要とする種、森林を必要とする種、複数の要素を必要とする種等により、段階を設定する。また、目標は、原則としてその地域にもともと生息・生育していた種とする。生物の生息・生育空間の確保、移動性の確保のため、連続性を持った構造とすることが重要である。都市域を貫く中小河川は特に重要である。
- 都市域の山林を「生産林地」として残せるよう支援を行う。
- 学校敷地内に設置させるビオトープや個人住宅の庭における生物生息空間の確保を奨励する。
- ビオトープをコリドーによってネットワーク化し、分断要素として自然に対して悪影響のみが懸念されてきた都市空間内における自然度を回復させる。このことは、都市域に生活する人々に自然・生物への意識を高める効果を有する。

(図表等を掲載予定)